



図1 移動巡回型公共サービスのイメージ

移動巡回型公共サービスと地域拠点の連携

がらんどうの建築+機能を積んだ車
→日替わり公共サービス



- 移動販売車
- 移動市役所
- 移動診療車
- 移動歯科診療車
- 移動美容院
- 移動郵便局
- 移動図書館車

図2 移動巡回型公共サービスと地域拠点の連携のイメージ

3. 本論の目的と研究方法

移動巡回型公共サービスを構成する既存の各種サービスは、各業界で独自の需要と創意工夫によって運営されてきた。屋台や移動販売など長い歴史を持つサービスから、最新の小型機器の開発によって可能となったサービスまで様々であるが、固定店舗等の拠点で提供されるサービスが主流であり、移動巡回型のサービスはそこから派生した、いわば各業界のニッチを構成する小規模なものであるとの見方が未だに多いのではないだろうか。こうした状況を反映してか、法規制や統計等における、移動巡回型公共サービスを構成する各種サービスには統一的な基準が無く、一貫性を欠いている。しかしながら、ネット販売をはじめとする在宅通信型の販売売上が固定店舗の売り上げを上回る事業も多くみられる現在において、高度に発達した流通網やコンビニエンスストアなどのネットワークを利用した多種多様なサービス展開などを考えると、サービス提供者側が移動し、ユーザー側のデマンドに応える仕組みは今後ますます発展する余地があるといえ、そこに、移動巡回型公共サービスの新しい可能性が見え始めている。

本論は、移動巡回型サービスを総合的にとらえ、今後の縮小社会を支える生活インフラのネットワークとして、相互に連携して運営される仕組みを考察することを目的とする。

実地調査により各サービスの特徴をとらえ、それぞれの優位点や課題を抽出する。また、各サービスが適用を受ける現行法規制についてまとめ、実地調査及びヒアリングをもとに、移動巡回型公共サービスが総合的に連携するための制度的課題について整理する。

4. 移動巡回型公共サービスの形態による分類

移動巡回型公共サービスを形態によって分類し、一覧表としたものを示す(表1)。この表の中のA.販売・流通、B.飲食、D.生活・文化等のサービスは通常、「公共サービス」とは見なされないことが多い。しかし、人口低密度地域においては、例えば、一つだけ残って営業しているよろず屋が地域住民の生活を一手に支えている状況をしばしば目にする。生活必需サービスの密度が低下すると、サービスの存在そのものが公共性を帯びてくるという現実を反映して、本論では広く「公共サービス」を規定している。

	A. 販売・流通	B. 飲食	C. 金融・郵便	D. 生活・文化	E. 医療・福祉	F. 教育	G. 行政
施設訪問型	出張販売	ケータリング 福祉会食サービス			出張診療 訪問デイサービス	地域スクール 地域ビジネス学校	行政出張サービス
車両 ・船舶サービス型	移動販売(A-1) 渡海船(A-2) 軽トラ市(A-3) 水上マーケット	調理販売車(B-1) レストラン船 リヤカー屋台 屋形船	移動銀行(C-1) 移動郵便局(C-2)	訪問美容室(D-1) オートキャンプ場 プール船 鍵の110番	訪問診療車(E-1) 診療・救急船(E-2) 訪問入浴	移動学校(F-1) 移動図書館	移動市役所(G-1)
宅配・家庭訪問型	訪問販売 買い物代行 宅配マーケット 食材宅配サービス	出前 デリバリー 配食サービス	訪問金融サービス	宅配クリーニング	訪問介護サービス 往診	家庭教師	集落支援員
在宅通信型	通信販売 ネット販売	福祉配食サイト	ネットバンキング	防犯システム 空き家バンク	遠隔医療 見守りサービス	通信教育 遠隔授業	電子市役所

表1 移動巡回型公共サービスの形態による分類